

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
CCI・・・Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

新型コロナ対策（資金繰り）

経営改善貸付（マル経融資）
（利下げ・既存借入れの借換え等、別枠の支援策あり）

制度名	融資限度額	用途（返済期間）	利率等
経営改善貸付 （マル経融資）	2,000万円 別枠1,000万円	運転（7年以内） 設備（10年以内）	1.13% 別枠：上記利率-0.9%(3年間)

（マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して商工会議所頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。）

【推薦要件】

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区（新津地域）内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

【別枠の新型コロナウイルス感染症対策について】

- ・ご利用いただける方は、上記推薦要件に加えて、新型コロナウイルスの影響により最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した小規模事業者の方となります。
- ・マル経利率-0.9%（現在0.23%）は、融資後3年目まで、据置期間の延長（1年→3～4年）、既存借入れの借換えも受けられます。



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
（東・南部地区：近藤、西部地区：真野、北部地区：柳）
この他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

資金繰り円滑化相談会（毎月定例開催）

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。

- 新潟県信用保証協会定例相談会（原則毎月第1火曜日10:00～）
 - ・11月 1日（火）
 - ・12月 6日（火）
- 日本政策金融公庫定例相談会（原則毎月第2火曜日10:00～）
 - ・11月 8日（火）
 - ・12月13日（火）

＜当所経営指導員（近藤・真野・柳）までご予約をお願いいたします。＞

補助金情報

＜小規模事業者持続化補助金のお知らせ＞

補助対象者：常時使用する従業員数が「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）」の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者

対象事業：小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓や生産性向上のための取り組みであること。

対象経費：機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、外注費など
＜活用例＞飲食事業者が、高性能フライヤーを導入し、〇〇セットをメニューに追加。また、地元メディアに広告を出稿した結果、コロナの中でも新規顧客の増加、顧客単価アップにつながった。

受付締切日：第10回締切 2022年 12月9日（金）
（支援機関確認書の作成依頼は12月2日までにお願いします。）

補助上限額：通常枠50万円（補助率2/3） ※特別枠は上限200万

申請の手続き：電子申請または郵送により提出。（持参は不可）

電子申請に際しては、Jグランツ（補助金申請システム）の利用となり、GビズIDプライムアカウント jGrants(ID取得) 持続化補助金HPの取得が必要です。

なお、応募を検討される方は、持続化補助金HPの「申請要領」を必ずご確認ください。



※本補助金は、給付金ではありません。経営計画書等の審査があり、不採択になる場合があります。また、申請には商工会議所が作成する「事業支援計画書」の交付が必要となります。

＜問い合わせ先：新津商工会議所経営指導員（近藤・真野・柳）まで＞

新潟市WLB・女性活躍推進協議会からのお知らせ

当協議会では新潟市との共催で「誰が休んでも仕事が回る職場のマネジメント」と題して、企業の経営者や管理職などを対象とした研修会を、下記のとおり開催いたします。参加費は無料です。

皆様のお申込みをお待ちしております。詳細は下記URLをご覧ください。

開催日：10月25日（火）午前10時～正午まで
12月15日（木）午後2時～4時まで（両日とも同じ内容です。）

【研修会ご案内】

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danjo/worklifebalance/management.html>

案内QR



※新潟市WLB・女性活躍推進協議会は、職場における女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組を進めるため、新潟市内の経済団体や労働者団体、行政機関などで構成する協議会です。



メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
 CCI・・・Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

商工会議所会員向け 業務災害補償プランのご案内

労災事故が発生した際の従業員に対する補償および労災事故の発生が企業の責任と法律上判断された場合に発生する企業の損害賠償責任（賠償金の支払いなど事業者負担の費用）を補償します。制度のお問合せは下記代理店までお願いいたします。

<ここがおすすめ！>

- 全国商工会議所のスケールメリットによる低廉な保険料
- 政府労災の支給を待たずに保険金の受け取りが可能(精神疾患等は政府労災給付後)
- パートやアルバイトを含む全従業員を包括補償
- 派遣、委託作業者ほか、下請負人も補償
- パワハラ、セクハラによる事業者、役員、使用人の法律上の賠償責任を補償(オプション)
- 保険料は売上高と業種で算出 **保険料は全額損金算入可能**

■制度運営 日本商工会議所

■引受保険会社(五十音順)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社

大同火災海上保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社

三井住友海上火災保険株式会社

■代理店(お問合せ)(五十音順)

有限会社サン保険センター 秋葉区金沢町(TEL:0250-21-1201)

有限会社樋口保険企画 秋葉区北上 (TEL:0250-22-6774)

有限会社ライフ新潟 五泉市赤海 (TEL:0250-47-3917)

新型コロナ対策(WEBセミナー)【現在、712セミナー！】

お勧めセミナーをピックアップ!(会員無料)

当所では、新型コロナウイルス対策事業のひとつとしてWEBセミナーを提供しております。セミナーは当所HPのバナーから専用IDとパスワードにより視聴できます。専用IDとパスワードがご不明な方は当所までお問い合わせ下さい。

<担当:柳、甲田>



インボイス発行事業者となるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要です!

<事業者の方へ>

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。

「インボイス」とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

<インボイス制度特設サイト>

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

特設サイトQR



<制度についての一般的なご質問は>

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。

チャットボットQR



軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします
 フリーダイヤル:0120-205-553(無料) 9:00~17:00(土日祝除く)
 ※ 個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。